

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 27 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	8	5	3	0
		補助金等交付団体	4	1	3	0
		指 定 管 理 者	8	6	2	0
	計		20	12	8	0
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	3	3	0	0
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	3	0	3	0
	計		6	3	3	0
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	1	0	1	0
		補助金等交付団体	4	1	3	0
		指 定 管 理 者	5	4	1	0
	計		10	5	5	0
	指導事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	2	0	2	0
	計		2	0	2	0
	検討事項	出 資 ・ 出 捐 団 体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
合 計			38	20	18	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年8月19日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益社団法人 岐阜県森林公社	森林保全課	令和5年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 分収造林補助金形成資産及び分収造林森林資産に係る当該年度の減少額（無償譲渡によるもの）として、当該年度ではなく前年度の減少額（実績額）を計上していた。 2 財務諸表に対する注記において、既に存在しない森林資産の回収能力見込額を算定したことや、契約期間60年の森林資産を100年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定したことにより、回収能力見込額を7,891,747,000円としていた。 3 財務諸表に対する注記において、前回指導したにもかかわらず、満期保有目的の債券の時価を55,188,400円とすべきところ、一部の債券について券面額と混同したことなどにより、55,566,600円と誤って記載していた。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 令和6年度決算については、理事、監事、会計監査人において決算内容が適正であることを十分に確認した。 1 指摘事項1について、無償譲渡した年度の事務経費も含めて分収造林森林資産に計上しており、決算後でなければ事務経費の算出（総額を箇所ごとに面積按分）が出来なかったため、決算後に資産額を算出し、翌年度に減少させる方法をとっていたことが要因であった。 今後は事務費の算出方法を工夫し、実際に資産が減少した年度の決算において、当該資産を減少させるよう事務処理方法を是正する。 2 指摘事項2について、令和6年度の算出時から、標準伐期齢以上の箇所の抽出や事業単価等の計算因子の一斉更新ができるよう計算システムを改良した際に、誤って解約済み箇所を対象に含めたり、契約期間を全て100年としてしまったことが要因であった。 今後は、事務局内の決裁において、算出根拠をすべて決裁書類に添付し、複数人でチェックを行うよう、確認体制を是正する。 3 指摘事項3について、令和5年度の指摘を受け、保有済みの債権については時価を記載していたが、令和5年度に新たに購入した債権については誤って券面額としてしまい、これを見逃したものでチェック体制が不十分であったことが原因である。 今後は、保有債券についての決算資料への記載方法等に関する勉強会を開催し、正しい記載方法について認識

			を改めることで、誤りを起こさないよう是正する。
公益社団法人 木曽三川水源造成公社	森林保全課	令和５年度の決算において、退職手当の支給割合や調整額の計算を誤ったことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産をそれぞれ20,961,995円としていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、退職手当の支給割合や調整額の計算を適正に行うべきところ、会計事務について誤った認識を持っていたため、適切な計算ができていなかった。その結果、退職給付引当金及び退職給付引当資産をそれぞれ過大に計上していた。 今後は、事務局内で勉強会を開催し、正しい認識に改めることで再発防止に努める。 また、当該監査結果及び、それを踏まえ講じた措置については、監事会においても情報共有し、再発防止に努める。
		令和５年度の財務諸表に対する注記において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 既に存在しない森林資産の回収能力見込額を算定したことや、契約期間 60 年の森林資産を 100 年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定したことにより、回収能力見込額を 6,147,228,000 円としていた。 2 第 335 回利付国債の時価(170,384,370 円)を記載すべきところ、券面額を表記するものと認識していたことにより、170,000,000 円と誤って記載していた。 3 キャッシュ・フロー計算書の注記において、当期末における預入期間が 3 か月を超える定期預金を 0 円とすべきところ、記載の対象でない定期預金を含めたことにより、23,162,000 円と誤って記載していた。	指摘事項について当該団体に対応を求め、以下の措置を講じる旨の報告を受け確認した。 令和 6 年度決算については、理事、監事、会計監査人において決算内容が適正であることを十分に確認した。 1 指摘事項 1 について、回収能力見込額を算出する際に実際の契約期間により算出すべきところ、算出根拠のチェック体制が不十分であったことが原因となり、契約期間 60 年の森林資産を 100 年の森林資産として算定し、回収能力見込額を過大に計上していた。 今後は事務局内の決裁において、算出根拠をすべて決裁書類に添付し、複数人でチェックを行うこととし、再発防止に努める。 2 指摘事項 2 について、第 335 回利付国債の時価(170,384,370 円)を記載すべきところを、券面額と誤認し、誤って 170,000,000 円と記載していた。

			今後は、事務局内で勉強会を開催し、正しい認識に改めることで再発防止に努める。 3 指摘事項3について、キャッシュ・フロー計算書の注記において、当期末における預入期間が3か月を超える定期預金を0円とすべきところを誤認し、記載の対象でない定期預金を含めて記載していた。 今後は、事務局内で勉強会を開催し、正しい認識に改めることで再発防止に努める。
--	--	--	--

補助金等交付団体

団体名 (補助金等名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人 五常会	高齢福祉課	岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金において、誤った延べ床面積と定員数を用いて補助金額を算出したことにより、補助金467,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、補助対象事業計画を途中変更し、定員、面積を変更したが、変更前の数を用いて報告してしまった。 実績報告に誤りが発覚した際、すぐに実績報告書の訂正を行い、補助金の額の再確定を行った上で、過大受給となっていた467千円を令和7年1月30日に返還した。 今後は報告締切までに余裕を持って報告できるようにするとともに、法人内でも複数人でのチェックを行う体制とし、再発防止に努める。
一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会	障害福祉課	福祉メディアステーション事業補助金において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 職員設置費（給料、共済費及び賃金）について、重複して未払金を計上したことや記載を誤ったことにより、補助金306,945円が過大受給となっていた。 2 報酬、旅費、役務費、使用	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 福祉メディアステーション事業補助金の実績報告書提出事務において、福祉メディアステーションの現場責任者が実績報告書の確認を行い、本部事業担当者が審査し、会計責任者である事務局長が決裁する体制となっていたが、現場責任者から本部事務担当者への提出期限が過ぎていたため、本部事業担当者による審査を

	料及び負担金として計上すべき補助対象経費について、実績報告書に需用費として計上されていた。	省略してしまった。 指摘事項 1 について、重複して未払金を計上し、記載を誤った実績報告書を県に提出した指摘を受けて、県へ正しい実績報告書の再提出と過大受給となった補助金 306,945 円を返還した。 指摘事項 2 について、経費の計上科目を誤り、適切な勘定科目へ仕訳して計上すべき経費をすべて需用費として一括計上していた指摘を受けて、県へ正しい実績報告書を再提出した。 また、今回の指摘を受けて、事務局長が、現場責任者及び本部事業担当者に対し、一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会会計規程に基づく事務手続の指導を行った。 今後は、現場責任者から本部事業担当者への提出スケジュールを見直すとともに、福祉メディアステーションでは、本部と異なる会計システムを使用していたが、会計システムを統一することで、本部や決算時に外部の税理士事務所による確認が可能となるよう複数人による確認体制を確立し、再発防止に努める。
	ぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の事業収支決算書について、総事業費や補助対象経費の計上誤り等の不備が見受けられた。 (1) 証拠書類（総勘定元帳）と異なる勘定科目で計上されているものがあった。 (2) 消耗品費及び通信運搬費の額が正しく計上されていなかった。 2 会計事務において、協会規程上必要な事務の未実施や書類の未作成等の不備が見受けられた。 (1) 100 万円を超える会場設	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会会計規程（以下、「会計規程」という。）に基づいた事務処理をすべきところ、会計規程の確認不足によりこれを実施していなかった。 そのため、所管機関の指導に基づき、以下のとおり是正した。今後は、事務処理時や決算時に外部の税理士事務所による確認が可能となるよう複数人による確認体制を確立し、職員研修を実施するなど、会計規程の遵守を徹底し、再発防止に努める。 指摘事項 1 (1) について、県へ提出する実績報告書の経費内訳の説明資料を別途作成していたが、本来、総勘定元帳の計上経

		営契約について、随意契約の理由が明確でないものがあった。 (2) 契約金額が 100 万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。 (3) 事業完了の検査や検査調書を作成したことが確認できないものがあった。 (4) 経費支出伺書について、勘定科目（款・項・目）の一部が記載されていないものが散見された。	費と一致するため、総勘定元帳の写しを提出し、今後は、説明資料を作成しないこととする。 指摘事項 1 (2) について、会計規程に基づき、適正な勘定科目へ計上するよう経理担当者へ指導した。 指摘事項 2 (1) について、会計規程に基づき、100 万円を超える契約は、入札により契約の相手方を決定する。 指摘事項 2 (2) について、会計規程に基づき、落札者が決まったときは直ちにその旨を本人に通知し、速やかに契約書を交換する。 指摘事項 2 (3) について、会計規程に基づき、事業完了時に契約の相手方を立ち合わせ、検査を実施し、検査調書を作成する。 指摘事項 2 (4) について、会計規程に基づき、適正な勘定科目（款・項・目）を記載し、経費支出伺書を作成するよう経理担当者へ指導した。
--	--	---	---

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 【岐阜県聴覚障害者 情報センター】	障害福祉課	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 施設附属備品について、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。 2 基本協定書及び岐阜県聴覚障害者情報センター管理運営業務仕様書において 1 備品 265 千円以上の必要な賠償保険に加入することとされているが、賠償保険に加入すべき	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項 1 について、令和 4 年の協定書に記載されていた施設附属備品は、令和 5 年 5 月に県と協議のうえ廃棄したが、協定書上の管理物件から削除されていなかったため、協定書と実態にかい離が生じた。 指摘事項 2 について、当センターから持出しをしない管理物件は、賠償保険の加入が不要と判断したため、協定書と実態に乖離が生じた。 今回の指摘を受けて、県と協議し、実際の管理物件に合わせて基本協定書の「別表 1 (2) 施設附属備品」を更新し、賠償保険の加入を「持出し備品に限る」と協定

		備品が明確化されておらず、基本協定書等の水準を満たす賠償保険に加入している備品はなかった。	書を変更して締結した。 今後は、県と情報交換を密にし、適時に必要な基本協定の見直しをすることで、再発防止に努める。
		映像編集機器のリース契約事務において、理由を明確にしないまま随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指摘事項について、岐阜県聴覚障害者情報センター（以下、「センター」という。）は、老朽化した映像編集機器の入れ替えについて、県担当者に電話で相談したが、口頭のやりとりのみで、機材入れ替えの許可を得たと誤認したため発生した。 また、映像編集機器等が他の全国聴覚障害者情報提供施設で取引実績のある業者であることから、相見積もりを取らず、結果として随意契約となった。 さらに、一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会会計規程（以下、「協会会計規程」という）に基づき、事務手続すべきところ、「岐阜県聴覚障害者情報センター管理運営業務仕様書」を根拠に適正な事務手続をしたと誤解していた。 今回の指摘を受けて、センター職員へ協会会計規程を正しく理解し、会計事務手続をするよう指導した。 今後は、県との協議は、書面で行うことを徹底し、定期的な研修等でセンター職員に協会会計規程を遵守するよう指導し、再発防止に努める。

（２）団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立寿楽苑】	高齢福祉課	岐阜県立寿楽苑の管理運営業務において、岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面によ	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 給食調理業務を外部委託することについては、年度協定書における事業計画書にて明記はして

		り県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。	いたが、必要事項を記載した書面での提出については認識しておらず適切に処理されていなかった。 今後は基本協定書に従い、適切な手順での処理に努める。 なお、今回の監査結果を受け、当法人内の該当する全ての指定管理施設について、給食調理業務にかかる協議書を提出することとした。
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立陽光園】	障害福祉課	岐阜県立陽光園の管理運營業務において、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項について、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の「個人情報取扱特記事項」第11の2の規定に基づき、書面による県の承諾を得るべきところ、当団体の認識の不足により必要事項を記載した書面の提出がなされていなかった。 今後は基本協定書に従い、適切な手順での処理を行うことで再発防止に努める。
一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 【岐阜県聴覚障害者情報センター】	障害福祉課	現金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 切手代の現金収入について、領収証を発行していなかった。 2 全国統一要約筆記者認定試験受験料について、現金領収日と現金出納帳の入金日に1日かい離があった。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項1については、担当職員が切手の現金収入に対して領収書発行の必要性を認識していなかったため発生した。 指導事項2については、現金出納帳の入金日を誤って記載したことにより発生した。 今回の指摘を受けて、現金出納事務に関して、岐阜県聴覚障害者情報センター会計担当職員へ協会会計規程を正しく理解し会計事務手続をするよう指導した。 今後は、定期的な研修等で職員に協会会計規程を遵守するよう指導し、再発防止に努める。

(3) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益社団法人 岐阜県森林公社	森林保全課	公益社団法人岐阜県森林公社及び公益社団法人木曽三川水源造成公社については、平成30年度の包括外部監査における意見を踏まえ、年度ごとの事業計画の開示や森林資産の回収能力見込額の算定の精緻化等について公社を指導するとともに、その経営状況について四半期ごとにモニタリングすることとしている。 しかしながら、令和5年度の分収造林森林資産の回収能力見込額について、分収造林森林資産の実在性が十分確認されておらず、契約期間60年の森林資産を100年の森林資産として木材の販売量や間伐による収益を過大に見積もって算定されていたので、回収能力見込額の算定の精緻化等について指導を徹底されたい。	令和5年度の分収造林森林資産の回収能力見込額の算定における指摘の要因は、資産の実在性やチェック体制の確認まで踏み込んだ指導を実施していなかったことによるもの。 令和6年度の分収造林資産の回収能力見込額算定にあたっては、資産の実在性確認や契約内容の再確認について、複数人でのチェックを徹底するよう指導し、過大に見積もって算定されていないことを確認した。 今後は、両公社の再発防止策の実施状況を確認するとともに、回収能力見込額の算定の精緻化について重点的に確認を行い、必要に応じて指導を行うことで、より適正な資産評価がなされるよう取り組む。
公益社団法人 木曽三川水源造成公社			

補助金等交付団体

団体名 (補助金等名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人 五常会	高齢福祉課	社会福祉法人五常会に対する岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金において、誤った延べ床面積と定員数を用いて補助金額が算出されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、補助金467,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該団体に実績報告の訂正を求めたところ、令和7年1月8日付け24社五み瀬第8号で実績報告書の訂正が提出されたため、額の再確定を行い、差額467千円を返還させた。 今回の事案は、交付決定後に内容変更をしているなどで計算条件が複雑になり、確認しきれなかったことが原因と考えられる。そのため、県ホームページに掲載している補助金額の算出内訳の様式を条件に応じて自動で計算式が変わるよう設定し、入力が必要な箇所に色を付けるようにし、確認すべき数値が分かるよう是正した。
一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会	障害福祉課	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会に対する福祉メディアステーション事業補助金において、次の不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、	指摘事項について、当該団体に

		速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 職員設置費(給料、共済費及び賃金)について、重複して未払金を計上したことや記載を誤っていたことにより、補助金306,945円が過大交付となっていた。 2 報酬、旅費、役務費、使用料及び負担金として計上すべき補助対象経費について、実績報告書に需用費として計上されていた。	り書面にて実施し、総勘定元帳との突合や、経理関係手続きにかかる文書の確認を行っていなかったことにより適切な事務処理が行われていなかった。 計上誤り等があった実績報告書については、総勘定元帳と突合の上、正しい書類を作成し提出するよう団体に指導し、再提出された実績報告書に基づき再度の額の確定を行った。そのうえで過大交付となっていた補助金については、返還手続により過大交付額が返還され、是正された。 今後は事業完了時の検査について実地にて実施し、厳正に審査、確認することにより、再発防止に努める。
		一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会に対するぎふ清流文化プラザ等芸術振興補助金において、次の不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 実績報告書の事業収支決算書について、総事業費や補助対象経費の計上誤り等の不備が見受けられた。 (1) 証拠書類(総勘定元帳)と異なる勘定科目で計上されているものがあった。 (2) 消耗品費及び通信運搬費の額が正しく計上されていなかった。 2 会計事務において、協会規程上必要な事務の未実施や書類の未作成等の不備が見受けられた。 (1) 100万円を超える会場設営契約について、随意契約の理由が明確でないものがあった。 (2) 契約金額が100万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していないものがあった。 (3) 事業完了の検査や検査調書を作成したことが確認で	指摘事項について、団体において事業報告や会計事務が適正に行われていることを審査及び確認すべきところ、補助事業完了後の検査について、団体から提出された実績報告書及び収支決算書により書面にて実施し、不明な点は口頭で確認を行い、総勘定元帳との突合や、経理関係手続きにかかる文書の確認を行っていなかったという原因により適切な事務処理が行われていなかった。 計上誤り等があった実績報告書については、総勘定元帳と突合の上、正しい書類を作成し提出するよう団体に指導し、再提出された実績報告書が正しいことを確認した。 また、適正な事務処理が行われていなかった会計事務については、随意契約の理由を明確にした書類と検査調書の作成や、経費支出伺書の未記入部分の訂正を行うよう団体に指導するとともに、今後の契約方法についても、一般競争入札の実施を含め適切に会計事務を実施する方法を検討するよう伝え、当該是正措置が完了したことを確認した。 今後は事業完了時の検査について実地にて実施し、厳正に審査、確認することにより、再発防

		きないものがあつた。 (4) 経費支出伺書について、勘定科目(款・項・目)の一部が記載されていないものが散見された。	止に努める。
--	--	---	--------

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会 【岐阜県聴覚障害者 情報センター】	障害福祉課	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき事務処理を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 施設附属備品について、基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていた。 2 基本協定書及び岐阜県聴覚障害者情報センター管理運営業務仕様書において1備品265千円以上の必要な賠償保険に加入することとされているが、賠償保険に加入すべき備品が明確化されておらず、基本協定書等の水準を満たす賠償保険に加入している備品はなかった。	指摘事項1について、基本協定書の管理物件と実際の管理物件とが異なっていたことについて、実際の管理物件に合わせて基本協定書の「別表1(2)施設附属備品」を更新し、協定書を変更して締結した。 指摘事項2について、施設附属備品のうち賠償保険に加入していなかったものについては、業務上センター外への持ち出しがない備品であるため、賠償保険への加入をしていなかった。 協定書に備品の保険加入に係る判断基準の記載がないため、団体と協議し、賠償保険への加入を「持出し備品に限る」と変更して協定書を締結した。 今後は、団体と情報交換を密にして実態を把握し、必要な基本協定書の見直しをすることにより、再発防止に努める。

(4) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立寿楽苑】	高齢福祉課	岐阜県立寿楽苑の管理運営業務において、岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、岐阜県立寿楽苑の管理に関する基本協定書の「個人情報取扱特記事項」第11第2項の規定に基づき、書面による県の承諾を得るべきところ、認識の不足により、必要事項を記載した書面の提出がなされていなかった。 今後は、基本協定書に従い、適切な手順での処理を行うことで再発防止に努める。

社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立陽光園】	障害福祉課	岐阜県立陽光園の管理運營業務において、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、岐阜県立陽光園の管理に関する基本協定書の「個人情報取扱特記事項」第11の2の規定に基づき、書面による県の承諾を得るべきところ、認識の不足により、必要事項を記載した書面の提出がなされていなかった。 今後は基本協定書に従い、適切な手順での処理を行うことで再発防止に努める。
--	--------------	---	---